



新型コロナウイルス感染症にともなう ガス料金および電気料金の取り扱いについて

室蘭ガス株式会社（本社：室蘭市／代表取締役社長 西村 和浩、以下「室蘭ガス」）は、昨今の北海道における新型コロナウイルス感染症の状況を受け、ガス料金および電気料金の取り扱いを以下のとおりといたしますので、お知らせいたします。

□ガス料金および電気料金のお支払い期限の延長

新型コロナウイルス感染症にともなう、店舗等の休業による売上の減少、就業収入の減少、外出自粛等の影響により、ガス料金および電気料金のお支払いを期限までに行うことが困難であるお客さまのお支払い期限を延長いたします。対象となるお客さまは、お支払いが困難である旨のお申し出がお客さまからあり、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けた認定書の写しを提出いただけるお客さまとし、ガス料金については2020年2月検針分、3月検針分および4月検針分、電気料金については2019年12月ご使用分（2020年2月ご請求分）、2020年1月ご使用分（2020年3月ご請求分）および2月ご使用分（2020年4月ご請求分）についてそれぞれ1ヶ月延長いたします。

記

お客さまからのお申し出は、2020年3月26日（木）9時より受付いたします。

ご不明な点につきましては、下記までお問い合わせください。

室蘭ガス株式会社 : 0143-44-3156

（受付期間：平日 9時～17時）

以上